

国際海事機関

International Maritime Organization

4 Albert Embankment

London SE1 7SR

電話： 020 7587 3152

Fax： 020 7587 3210

Ref. T2-OSSHE/2.7.1

航行安全小委員会回章 SN.1/Circ.255

2006年7月24日

海図の測地系と海図上の位置の精度に関する

追 加 手 引

1. 航行安全小委員会は、その第 52 会期（2006 年 7 月 17～21 日）において、別添（Annex）の「海図の測地系と海図上の位置の精度に関する追加の手引」を承認した。この手引は、2000 年 5 月 31 日付同小委員会回章 SN/Circ.213 に含まれた手引に対する追補として用意されたものである。
2. 加盟国政府は、この手引を情報として、特に、必要に応じて適切な公式航海用刊行物や活動において発表することで、すべての関係者の注意を喚起するよう要請される。

* * *

ANNEX

海図の測地系と海図上の位置の精度に関する

追 加 手 引

世界の一部地域については、古い測量に基づいて作製された海図が存在し、その測地系は正確に定められたものではなく、不明確な測地系も存在する。したがって、そのような地域では紙海図（そして航海用ラスタ海図）は全地球航法衛星システム（GNSS）の航法には不適當であり、この問題を解決するには相当の時間を要することとなる。このため、GNSS で得られた船位を、そのような海図において周りの危険物等との相対関係をもって精確に記入することは極めて難しい。記入された位置の誤差は非常に大きくなることもあり、限定的な区域において事故や危険につながることもある。

目視又はレーダー測位あるいは ECDIS レーダーオーバーレイによる位置の照合を行えば、電子海図における測地系の不一致を即座に発見することができ、特定の海図に対して必要であると思われる位置の“ずれ”を、航海者に直ちに警告することができる。一部の ECDIS 機器の中には、レーダーオーバーレイなどの機能を備えていることから、ECDIS 性能基準の最低要件を上回っている。

一般的に、GNSS で航行する場合、航海者は連続的な測位システムにより得られた本船の位置と、海図上に記入された位置を、レーダーや目視等の方法など利用できるすべての手段でチェックを行う必要がある。

* * *